

## 「都道府県のあり方に関する中間報告（案）」骨子

### 【全体構成】

#### はじめに

#### 第1章 都道府県改革の背景・必要性

- 1 都道府県改革の背景
  - (1) 地方分権改革の推進
  - (2) 複雑かつ広域的な行政需要への対応
  - (3) 国・地方を通じた行財政改革の推進
- 2 都道府県再編の必要性
- 3 都道府県再編のあり方
  - (1) 都道府県間の広域連合
  - (2) 都道府県合併
  - (3) 道州制
  - (4) 連邦制

#### 第2章 地方行政制度改革の方向性

- 1 都道府県合併と道州制の評価
- 2 道州制導入の検討にあたって

#### 第3章 道州制導入の意義及び目的

- 1 民主化・総合行政の視点
- 2 自立した地域ブロック形成の視点
- 3 行政の一層の効率化の視点

#### 第4章 道州の役割と権限

- 1 道州制における国と地方の役割分担
- 2 国の地方支分部局等のあり方
- 3 国、道州、基礎自治体の役割分担の考え方
- 4 道州に対する国の関与のあり方
- 5 道州と基礎自治体との関係

#### 第5章 道州制の区域のあり方

#### 第6章 その他道州制に係わる課題

- 1 道州制における税財政制度のあり方
- 2 道州の拠点となる都市と州都のあり方
- 3 道州と大都市の関係について

## 第1章 都道府県改革の背景・必要性

### 1 都道府県改革の背景

#### (1) 地方分権改革の推進

- 目指すべき分権型社会は、国と地方の役割分担を明確にし、地域に係る行政は、地域住民の参画を基本に、地域自らが自己決定と自己責任の原則のもと、地域の実情に応じた行政を展開することが必要。
- 今後の行政は、基礎自治体優先の原則をこれまで以上に実現を図り、市町村合併後において規模・能力が拡大した基礎自治体が住民に身近な行政を総合的に担うことから、従来の都道府県と基礎自治体との役割分担の見直しが不可決。

#### (2) 複雑かつ広域的な行政需要への対応

- 国際化や東アジア経済との一体化の進展、広域交通網の整備、情報通信技術の高度化や国民ニーズの変化を背景に経済活動のボーダレス化や住民行動圏が一層拡大・多様化する中で、経済活動や住民の日常生活に係わる行政サービスは、質・量とも変容。
- また、わが国経済の競争力の低下に伴い、製造業を中心に東アジア諸国への事業所移転が進行するなど産業構造が大きく変化する中で、地域産業の空洞化への対応や地域経済産業の活性化は地方圏にとって大きな課題。また、地球規模による環境対策等従来の都道府県単位では解決できない広域の圏域における戦略的・効果的な対応が求められるが、こうした行政課題について、迅速な対応を行うには、各省庁毎の縦割りのプロック機関や現在の都道府県の規模・能力では限界。

#### (3) 国・地方を通じた行財政改革の推進

- 国・地方とも厳しい財政状況が続く一方で、今後、わが国は人口減少時代を迎えるとともに、少子・高齢化が一層進展し、福祉、医療、年金など社会保障関係費の増大が問題になるなど、財政状況はますます厳しさを増すことは必至。
- また、高度経済成長期に整備した社会資本が、数年で更新時期を迎え、新規投資への余力が一層減少することや少子化の流れの中で、今後、初等中等・高等教育に係る学校の配置や教職員のあり方など、社会資本や教育分野についても、抜本的な見直しが必要。
- こうしたことを踏まえれば、国及び地方とも限られた財政の中で、効率的で効果的な行政運営を行うかが問われており、行政のスリム化に向けた取組みが不可欠。

### 2 都道府県再編の必要性

- これからの都道府県は、地方分権の趣旨を踏まえ、住民に身近な行政は極力基礎自治体に委ね、今後は、基礎自治体を越える高度なインフラ整備、経済活動の活性化、雇用の確保、国土の保全、広域防災対策、環境の保全、情報通信の高度化などの広域的な課題に対応する能力を高めることが不可欠。

- また、わが国の現状をみると、これまでの中央集権的行政システムを背景に、行政、産業、金融、情報などが東京など大都市圏に極度に集中した経済社会となっており、人口規模や経済力の面で大都市圏の都府県と地方圏の道県に相当の格差が生じている。また、地域経済の空洞化に伴う課題や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化のスピードは地域によって大きく異なることも予想されることから、従来のように国が全国一律に施策を展開する手法では、こうした課題に迅速に対応することは困難。
- 今後は、都道府県格差ができるだけ解消し、個性豊かで活力ある地域の創造、地域の実情や特色を踏まえた経済の振興・活性化を図り、広域自治体としての都道府県が地域の総合的なプロデューサーとしての役割を一層発揮することができるよう、国からの権限移譲の受け皿としての規模・能力を備え、より広域的かつ効率的な施策運営が行える新たな広域自治体の構築を図るため、都道府県再編を目指すべき。

### 3 都道府県再編のあり方

#### (1) 都道府県間の広域連合

- 広域連合とは、都道府県としての政治的独立性を保ちつつ、関係都道府県間に共通する特定の行政目的を達成するため、共同で処理することを目的として設立するものであり、現行の地方自治法上の制度として規定。現在の広域連合の実態を見ると、そのほとんどが市町村で構成されるものであり、都道府県間による広域連合は存在していない。
- 広域連合自体には課税権はなく、引き続き、関係都道府県からの財政支出に依存するとともに、事業実施にあたっては、実質的に構成団体の意向等に左右される問題も存在。また、現行の都道府県を存続しながら、新たに広域連合を設立することは、屋上屋を重ねるものであり、住民から見れば責任の所在が不明確になるなどの課題も存在。
- 広域連合は、抜本的な再編とは言えず、将来の都道府県再編につながる経過的なものとして位置づけることが適当

#### (2) 都道府県合併

- 都道府県合併は、二以上の都道府県を廃止し、一の都道府県を新設する場合などが考えられるが、その手続については、従来、地方自治法の規定により、国が合併する地域に係る特別法を制定する必要があったが、平成16年の通常国会に地方自治法の一部改正が行われ、都道府県間の自主的な合併も可能となる規定の整備が図られたところ。
- 都道府県合併によって規模・能力の拡大した都道府県には、土地利用、地域交通、産業振興、国土保全などを中心に国から移譲される権限の受け皿として役割が期待。更に、行政サービスの広域的な提供を通じて、バランスのとれた公共サービスの維持が必要。

- 都道府県合併は、広域連合とは異なり、行政区域の拡大に伴い複数の都道府県にまたがっていた政策・行政施策が一体化されることにより、広域的な施策をより計画的かつ効果的に推進することが可能となるとともに、合併によるスケールメリットから組織・人員の効率化にも資する。
- 都道府県合併は、現行の都道府県の区域を拡大し、広域行政を一層効率的に進め、将来の国からの権限移譲の受け皿として評価される一方で、実際に権限移譲が進まなければ、地方分権の実現や国の地方支分部局との二重行政の解消など抜本的な改革にはつながらないとの指摘もある。また、明治以来続けてきた現在の都道府県の枠組みを見直すことについては、県民のコンセンサスを得るための強力な取組みが必要。

### (3) 道州制

- 道州制の定義については、必ずしも統一された制度概念は示されていないが、これまで各界から道州制に関する多くの提言・意見が出されている。主なものとしては、①都道府県を廃止し、新たな地方公共団体を設置するもの（自治的道州制案）、②都道府県を廃止し、国家的性格を有する機関を設置するもの（官治的道州制案）、③都道府県を廃止し、地方公共団体的性格と国家的性格を有する中間団体を設置するもの（中間的道州制案）に分類。
- 第27次地方制度調査会答申では、国の役割を重点化し、その機能を地方公共団体に移譲するとともに、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県に代わる広域自治体として道又は州から構成される制度の導入を検討。
- 道州制の基本的考え方として、「道州制は、現行憲法の下で、広域自治体と基礎自治体との二層制を前提とし、現在の都道府県を廃止し、より自主性、自立性の高い広域自治体として道又は州を設置する。」とし、「道州制の導入に伴い、国の役割は真に国が果たすべきものに重点化し、その多くの権限を地方に移譲する。」こととし、更に、「国の地方支分部局が持つ権限は、例外的なものを除いて、道州に移管する。」とされたところ。
- この答申を踏まえれば、都道府県に代わる新たな広域自治体として国の地方支分部局の大半の権限を備えた道州が、地域ブロックを単位にその地域の実情や特色を踏まえながら、より広域的な社会資本整備、産業、雇用、交通・運輸、環境政策、国土保全などの広域的な施策を民主的かつ総合的に展開できることから分権型社会にふさわしい地方自治制度として期待。
- しかしながら、道州制の導入にあたっては、まず、道州を地方公共団体として位置づけることについて国の合意が得られるのか、また、国の地方支分部局を道州へ移管するにあたって、管轄区域の整合や職員の身分移管の問題をどうするのか、道州の区域をどのように決定するのか、道州への移行を全国一斉に実施するのか、都道府県合併により条件の整った地域から順次移行するのか、更には、道州後の税財政のあり方はどうあるべきかなど、多くの課題が存在。
- また、道州制は、わが国の国・地方を通じた政治・行政体制の根幹にかかる問題であることから、県民や国民の合意形成が図られるかが問題。

#### (4) 連邦制

- 連邦制とは、一般に憲法において行政権のみならず立法・司法権が国（連邦政府）と州政府とで明確に分割されている国家形態とされ、このことから、州政府は連邦政府から独立性が高く、いわゆる地方主権を実現するには連邦制こそが理想的との意見がある。
- 単一国家体制を採用してきたわが国において、連邦制を導入することは、ます、法的整備として立法権の分割や司法権のあり方など現行憲法の根幹に係わる改正が必要。
- 近年、ベルギーが単一制国家から連邦制国家へ移行した例はあるが、多くの連邦制国家の成り立ちを見ると、民族・言語問題解決など歴史的、社会的あるいは政治的背景から成立しており、わが国の成り立ちや国民意識の現状から、連邦制への移行を制度改革の選択肢とすることは不適当。

## 第2章 地方行政制度改革の方向性

### 1 都道府県合併と道州制の評価

- 「3 都道府県再編のあり方」を踏まえると、都道府県再編のパターンとしては、都道府県合併と道州制が考えられるが、両者の大きな違いについては、国の地方支分部局の行っている地方行政の大半を自治体化して住民や地方議会の監視におくかどうかである。都道府県合併は、国からの一定の権限移譲の受け皿として、また、区域の拡大や行政の効率化にはつながるもの、国の地方支分部局との統合がない場合は、県域を越えるブロック単位の戦略を描き、中心となって推進する総合的な行政主体が存在せず、従来の縦割り行政が残存。
- こうしたことから、我々が目指すべき地方分権の実現を図り、地域自らが地域の個性を発揮し、個性豊かで活力ある地域社会の創造、広域的な行政需要への迅速な対応、国と地方の二重行政の解消などの観点から、都道府県に代わる新たな広域自治体の姿として、早期に道州制を目指すべき。

### 2 道州制導入の検討にあたって

- なお、道州制の実現にあたっては、その区域を決定する際に、国が法律により一方的に区域を決定する手法を容認するのか、区域の決定については、まず、都道府県間の意志を重視し、都道府県合併を先行し、その区域をもって道州の区域とするべきか、あるいは、国の地方支分部局との統合にあたっては、まず、管轄区域の整合を図るとともに、事務所の総合化などを進めつつ、一方で都道府県合併によりその受け皿の体制整備を図るべきではないかなど、その移行過程についても大きな課題。
- 今後、第28次地方制度調査会において、具体的な道州制の仕組みや移行の考え方を検討することとなるが、こうした議論の動向に留意しつつ、更なる検討を行うことが必要。また、道州制は、地方制度そのものに係わる重大な問題であることから、地方自治体自らもイニシアティブを発揮し、その制度設計に参画することが重要。
- また、行政の立場からだけでなく、県民、住民が道州制の導入について十分なコンセンサスの形成が図れるよう、その理念、目的をはじめ、道州制の姿について示すことが最も重要な課題であり、道州制の意義や道州の役割あるいはその区域のあり方などについて整理することが必要。

## 第3章 道州制導入の意義及び目的

### 1 民主化・総合行政の視点

- 憲法で保障されている地方自治の本旨を踏まえれば、目指すべき道州制とは、現在の都道府県を廃止し、より広域的な単位とし自主性、自立性の高い広域自治体として、現在の国の地方機関の大半の権限を移譲・移管した上で、公選の首長と議会で構成される道又は州を設置するもの。
- 国と地方公共団体の事務配分の基本的な考え方として、昭和25年の地方行政調査会（「地方行政事務配分に関する勧告」）や昭和38年の地方制度調査会答申において、行政は、できる限り住民に身近なところで住民の意思を反映させながら、住民の批判や監視のもとに、地域において総合的に処理されることが必要とされ、国よりも地方公共団体に優先的（市町村最優先の原則）に事務を処理させるようにすべきとされているところ。
- 従来、県域あるいはブロック毎に国の各省庁の地方機関が設置され、地域の行政事務を行っているが、①各省庁毎に縦割り的に事務事業の執行がなされていることから、他の関連する事業と一体的、総合的に施策を実施することが困難であること、②行政の効率的執行や住民の利便性からは地方公共団体の区域内の事務はできる限り、当該地方公共団体が行うべきであるが、これらの事務の多くを依然として国の地方機関が担っており、広域自治体である都道府県間に二重行政の弊害があること、③地域の行政はできる限り住民の批判と地方議会などによる監視のもとに行なうことが、憲法の保障する地方自治の本旨及び国民主権の要請に合致することであること、などの観点から、現在の国の地方機関のあり方には多くの課題が存在。
- 国の地方機関の事務権限の大半を広域自治体としての道州へ移譲・移管することにより、広域的な社会資本整備や交通・運輸、産業政策、環境政策並びに国土保全などの施策を、地域の実情や民意を踏まえつつ、民主的かつ総合的に展開することが可能。

### 2 自立した地域ブロック形成の視点

- 現在のわが国の国土構造は、東京を頂点とし、名古屋、大阪、広島、福岡に至る太平洋ベルト地帯（いわゆる旧第一国土軸）に人口や諸機能が集中し、これらの地域が戦後のわが国の高度経済成長を牽引してきた。しかし、その後の経済のサービス化、ソフト化の流れの中で、企業の中核管理機能や金融、学術文化機能の東京一極集中が加速する一方で、経済のグローバル化や東アジア地域の経済面での外資解放や発展の中で、わが国の製造工場のこれらの国々への移転が急速に進むなど、地方においては、地域産業の空洞化や活力の低下が進行。
- 世界規模での地域間競争の激化や少子・高齢化、人口減少に伴う地域社会の活力の低下が懸念される中で、中央政府や首都圏が日本経済の牽引役を果たすことができなくなっている。

- 今や「経済大国」を実現したわが国の画一的な中央集権システムは機能不全に陥り、日本社会の閉塞感を強め、国民の創造意欲やチャレンジ精神を阻害している。制度疲労の著しい戦後型行政システムを改革し、自律的な個人を基礎とする自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システムへと転換することが求められる。
- 一方で、中国をはじめとする東アジアの経済は、日本が長期停滞に陥る中で、今後も高成長が見込まれ、東アジアの総人口を考えるとアメリカや欧州を越える巨大な経済市場が形成されつつある。今後は、日本各地域が東アジア市場をターゲットに地域の活力や雇用を生み出していくためには、それぞれの地域の特色や個性を重視し、特定の産業分野や東アジアの特定地域に重点を定めるなど、中央を通さずに地域として独自の国際的な競争力や魅力を向上する施策を展開し、世界に通用するものにしていくことが重要。
- これまでのように、東京などの大都市圏に依存するのではなく、わが国の経済力を土台に地域ブロックレベルのまとまりを促進し、この地域ブロックが域内の諸資源を活用し、諸施設をフルセットで備え、独立性のある国際交流と連携を行いうる自立した圏域を作り上げていくことが、地域社会の維持向上とわが国全体の発展を図っていく上で重要。
- 21世紀の望ましい国土構造を形成するには、府県を越える規模からなる「広域的な地域ブロック」の形成を全国的に展開し、従来のような東京を頂点に国内の各地域（道府県）が競争する構造から「自立した地域ブロック政府」（道州）が、中央政府や他のブロック政府と連携しながら、地域資源を有効に活用し、自らの判断と責任において政策の企画立案から決定・実施までを行い、世界とも競争することができる「多極・分権型の国土形成」を目指すべき。

### 3 行政の一層の効率化の視点

- 国・地方とも厳しい財政状況が続く一方で、今後、少子・高齢社会の進展、人口減少時代への突入といった社会経済環境が大きく変動することが予想され、特に、団塊の世代が今後、受給者の立場に変わることにより、福祉、医療、年金をはじめとした社会保障関係費の増大が大きな問題である。また、社会资本整備等の投資的経費にあっては、今後、既存の社会资本に係る維持・更新に要する経費が増大する中で、新規投資は抑制せざるを得なくなるなど、社会资本整備全体の見直しも求められている。国・地方公共団体とも、限られた財政の中で、いかに効率的でスリムな行政体制を目指すかが、国民的な議論となり、もはや避けて通ることはできない課題。
- こうした観点から、道州制の導入は、広域的な行政サービスを道州で一体的かつ総合的に実施することにより、これまで国と都道府県で施策の競合を指摘されていた「二重行政」の解消につながるとともに、スケールメリットを活かし、国・都道府県職員の効率的な配置による人件費削減をはじめ行政コストの一層の削減にもつながるものと期待。

## 第4章 道州の役割と権限

### 1 道州制における国と地方の役割分担

- 憲法の保障する地方自治の本旨は、住民自らが自らの地域のことを考え、自らの責任で治めていくこと、地域のことは、地域の自主性、主体性を發揮し、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行っていくことである。地方自治法では、中央政府である国の役割は、①外交、防衛、通貨など国際社会において国家としての存立に係わる事務、②私法秩序の形成等公正取引の確保や生活保護基準など全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務、③公的年金や基幹的交通基盤など全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うこととされて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本としているところ。
- 国の本来果たすべき役割に係る事務であっても、国民の利便性や事務処理の効率性又は総合性の観点から、国が責任を持って担うべきであっても、その役割に係る事務のすべてを国が自ら直接行うことを意味するのではなく、国は制度の枠組みや基本的な準則のみを定め、具体的な施策や事業は、企画立案から執行までを地方公共団体に委ねるべき。
- 一方で、住民に身近な基礎自治体の役割は、従来の市町村優先の原則をこれまで以上に実現し、福祉、保健衛生、教育やまちづくり、農山漁村整備など住民に身近な行政や住民生活に密接する社会資本整備など、身近な総合的な行政主体としての区域内における行政を自己完結で処理。
- 道州については、規模・能力の拡大した基礎自治体を包括する広域自治体として、基礎自治体との役割分担のもと、世界的な視野をもって、広域の圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開することが求められ、広域的な社会資本整備や交通・運輸、産業、雇用、防災・危機管理、国土保全、環境政策など、圏域全体の視点に立った業務や基礎自治体相互の連絡調整事務を担うことが求められる。

### 2 国の地方支分部局のあり方

- 新たな広域自治体である道州が、世界的な視野を持つつ、ブロック圏域における戦略的かつ効果的な行政を展開していくためには、その役割を担うにふさわしい権限とそれに伴う税財源を持つことが必要。国の地方支分部局等に関連する事務事業を道州へ移譲・移管することが前提となるが、移譲・移管にあたっては、一部例外を除き、道州へ移譲・移管すべき。

道州へ移譲・移管すべき主な国の地方支分部局等については、別表で整理

### 3 国、道州、基礎自治体の役割分担の考え方

道州制における国、道州、基礎自治体の役割と権限については、主な分野ごとに整理（主な分野）

- ・国家の基本に関する分野、社会保障関係分野、教育分野、社会資本整備関係分野、産業・雇用分野、治安・安全

### 4 道州に対する国の関与のあり方

- 今後、道州が内政に関し、幅広い権限を担うこととなるが、道州に対する国の関与のあり方は、法律で制度の大枠のみを定め、道州が地域の実情に沿った施策を展開できるよう、詳細な手続や基準の設定は政令や省令ではなく、できるだけ条例に委任するなど、最小限とすべきである。また、地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定等を行う場合には、あらかじめ地方公共団体の意見を十分に聴取しこれを反映させるための有効な仕組みを制度的に保障すべき。
- 一方で、国が本来全国的視点に立って行うべき事務事業の一部については、従来の機関委任事務制度の必要性が議論されることも予想されるが、機関委任事務制度は、住民代表である議会や監査委員による監視機能を著しく制限するものであることから、制度復活は容認されるものでなく、移管した事務事業を自治事務とするか法定受託事務とするかという、事務・権能に係る規定の再構成が必要。

### 5 道州と基礎自治体との関係

- 道州と基礎自治体との関係については、対等・協力の関係のもと、それぞれの役割分担を踏まえつつ、住民の福祉の向上を基本に地域における事務を担うものである。分権時代における基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体としての役割を一層発揮できるよう、基礎自治体の更なる再編が期待されるとともに、国から地方へ移譲される権限や現在の都道府県の事務権限のうち、基礎自治体に移譲できるものは原則として移譲・移管を推進すべき。また、その際には、基礎自治体への関与のあり方も、必要最小限にとどめるなど十分に配慮すべき。
- また、道州制の導入により、都道府県区域の拡大とともに、多くの権限を持つ強大な道州の実現によって、地域内の集権化につながることのないよう、道州内分権を進めることも重要である。基礎自治体を越える事務事業のうち、住民の利便性や事業執行の効率性から地域性の高い事務事業については、道州の地方機関が担うこととなるが、その際には、本庁と地方機関との縦割り的な行政とならないよう、地方機関の総合化や企画立案・調整機能の強化について要検討。
- なお、基礎自治体の中には、引き続き、小規模な自治体にとどまる地域も存在することになるが、今後は、例えば、福祉、保健衛生など住民に身近な行政サービスについては、できるだけ基礎自治体間による連携や広域連合などの共同処理方法などを活用しながら対応していくことを期待。

## 第5章 道州の区域のあり方

- 道州制を導入するにあたっては、道州をどのような区域・エリアとするのかが大きな課題となる。過去、道州制等に関する各種提言を見ると、概ね、全国を10程度のブロック割りとする意見が大勢を占めている。
- 道州制の区域については、歴史的・地理的、文化的な諸条件や広域交通網や経済圏のつながりなどを総合的に勘案して判断されるべきものであることから、現行の政治・行政的なつながり、企業活動等の経済的なつながり、人口移動等の社会的つながりなどについて、分析を行ったところ。

政治・行政的つながり、企業活動等の経済的つながり、人口移動等の社会的つながり、などを参考に、分析結果の概要を記述

- これらの指標からみると、中国ブロック（中国地方5県）と四国ブロック（四国地方4県）は、それぞれが独立して一体的な圏域として捉えられる。
- なお、道州制の区域の検討に当たっては、他県や他の地域における考え方も十分に踏まえながら、隣接地域との関係、将来の人口減少も考慮した長期的な展望、地域連携の取組みなど、様々な要素を加え、国民、県民のコンセンサスが得られるよう、更に検討することが必要。

## 第6章 その他道州制に係わる課題

- 中間報告後、引き続き、議論すべき残された主な課題について、論点を整理。

### 1 道州制における税財政制度のあり方

- 広域自治体が真に自立し、地域ブロック圏内の総合的な行政を担うために権限の拡大した道州にふさわしい税財政制度の確立が必要であり、地方分権の趣旨に沿った税源移譲、国庫補助負担金改革及び交付税改革のいわゆる三位一体改革を今以上に推進することが必要。
- 一方で、一層の税源移譲を行ったとしても、例えば、東京を中心とする大都市圏とその他の地域ブロック間で、財政力格差が存在することから、地域間の財政調整をどのように行うのかが重要な課題。その際には、国が法令で地方に対し義務付けている事務事業については、一定の行政水準を維持するための財源保障機能を堅持。
- こうしたことを踏まえた上で、財政調整制度について、現行どおり、国からの垂直的な財政調整制度がいいのか、大都市圏からの拠出を前提とした地域間の水平的な財政調整制度と国からの垂直的な財政調整制度を組み合わせた仕組みがいいのかなど、諸外国の税財政制度も参考に詳細に検討する必要があるのではないか。

### 2 道州の拠点となる都市と州都のあり方

- 道州が東アジア諸国をはじめとした国際競争力のある自立した地域ブロックを形成するためには、世界的なリーディング産業の集積、起業を促進する環境整備、国際的な人材の育成、魅力ある都市環境の整備などを進めることが不可欠。
- このためには、道州の拠点となる都市がこれまでの経済や都市機能の集積、歴史、文化などを活かし、国際的にも魅力を持ち、世界に開かれた都市となるため、その機能を強化していく必要がある。
- こうした観点から、将来、州都にふさわしい都市として、①国の地方支分部局などの行政機能や企業の集積があること。②人、もの、情報の交流を促進するための空港、港湾などの国際的な交流基盤が整備されていること。③ブロック内外の各都市を結ぶ高速交通ネットワークが整備されていること。④高等教育機関や文化・スポーツ施設、大規模商業施設等の高次都市機能が集積していることなどが必要であると考えられるのではないか。

### 3 道州と大都市の関係について

- 基礎自治体のうち、政令指定都市については、すでに現行の都道府県に準じて、道路、都市計画、保健衛生など幅広い事務権限を担っているが、道州は広域自治体として、例えば、広域交通網や環境政策など各種行政分野において、大都市と周辺地域を含む広域的な視点から調整機能を含めその役割を果たす必要があり、今後、政令指定都市と道州との適切な役割分担について検討する必要があるのではないか。